

事 件 番 号	令和3年(行ケ)第10158号	言 渡 日	令和4年6月28日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第3部		
原 告	株式会社アイダ	訴訟代理人弁護士	北上日出登
被 告	特許庁長官	指 定 代 理 人	小林裕和 外3名
意匠に係る物品	工具の落下防止コード		
関 連 条 文	意匠法3条2項		
主 文	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告の請求を棄却する。</li> <li>2 訴訟費用は原告の負担とする。</li> </ol>		
判 決 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本願意匠の意匠に係る物品全体の形状との対比が認定されなければならないと解すべき根拠はないから、「ウ 分岐根元部」の認定として、本願意匠の意匠に係る物品全体の形状との対比が認定されていなくとも、そのことをもって、本件審決の認定が誤りであるということとはできない。</li> <li>2 (1) 本願意匠に係る物品である工具の落下防止コードを取り扱う当業者は、人の落下を防ぐ安全用コードの形状等を当然に目にするものと認められ、人の落下を防ぐ安全用コードに属する引用意匠2に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)についても、その形状等を当然に目にするものと推認されるから、引用意匠2に係る物品は、同一の物品分野に属するものとして、本願意匠の創作容易性を判断する際の資料となるものと認められる。                  (2) 引用意匠2のフック部を、引用意匠1の形状のものとし、帯部より先の二又に分岐した2方向のコードのうち、平たいテープ状のコードを蛇腹タイプの波形伸縮コードとし、分岐根元部について、上下共に内側に一山、外側に一山の波打った形態とし、帯部を縫い目がないようにして、本願意匠を創作することは、本願意匠に係る物品と同じ安全用のコードの分野の公知の意匠(引用意匠2)をもとに、その構成要素の一部を、同じ物品の分野で公知であった意匠と置き換え、又は同じ物品の分野で公知であった意匠を寄せ集めたにすぎないものであり、そのような置き換え又は寄せ集めに関して、当業者の立場からみて意匠の着想の新しさや独創性があるとは認められず、そのため、本願意匠は、その意匠の属する分野におけるありふれた手法により創作されたものであると認められる。</li> </ol>		

## 事案の概要

本件は、拒絶査定不服審判請求(不服2020-16016号事件)を不成立とした審決取消訴訟であり、知財高裁が原告の請求を棄却した事件である。争点は、本願意匠の創作容易性の

判断（意匠法第3条第2項）である。

### 1. 特許庁における手続の経緯

(1) 原告は、令和元年（2019年）8月9日、意匠に係る物品を「工具の落下防止コード」とし、意匠の形態を別紙2（審決別紙第1）記載のとおりとする意匠（以下「本願意匠」という。）について、意匠登録出願（意願2019-017943号）をした。本願意匠において意匠登録を受けようとする部分（以下「本願部分」という。）は、別紙2の図面に実線で表した部分であり、破線で表した部分は、その他の部分である。

(2) 原告は、令和2年8月6日付けで拒絶査定を受けたので、同年11月19日、拒絶査定不服審判（不服2020-16016号）を請求した。特許庁は、審理の上、令和3年10月20日、結論を「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決をし、その謄本は、同年11月10日、原告に送達された。

(3) 原告は、同年12月9日、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

### 2. 審決の理由の要旨

本件審決の理由は、本願意匠は、当業者が、本願意匠の意匠登録出願前に公知であった引用意匠1及び引用意匠2に基づいて容易に創作をすることができたものと認められるから、意匠法3条2項の規定により、意匠登録を受けることができないとするものである。

「引用意匠1」は、「米国の非営利団体である The Internet Archive が運営する、ウェブアーカイブである『Wayback Machine』により2019年4月18日付けで保存・公開されている『【NRK】布製安全コード 赤 3kg（落下防止コード）-大工道具・金物の専門通販アルテ』に掲載された、『落下防止コード』の意匠 検索日：2021年4月27日インターネット・アーカイブ」である。

「引用意匠2」は、「米国の非営利団体である The Internet Archive が運営する、ウェブアーカイブである『Wayback Machine』により2016年4月23日付けで保存・公開されている『PLASTIMO プラスチモ ヨット用ハーネスライン セーフティーライン』に掲載された、第2／5頁上段の『ダブルベルトハーネスライン スクリュータイプナスカン付 31565D プラスチモ』に示す『ハーネスライン』の意匠 検索日：2021年4月27日インターネット・アーカイブ」である。

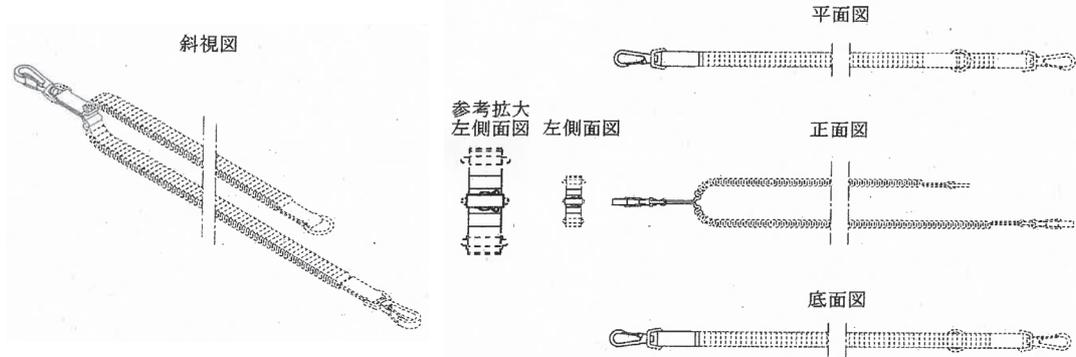
### 3. 原告が主張する審決取消事由

(1) 取消事由1 本願意匠の認定の誤り（争点1）

(2) 取消事由2 創作容易性の判断の誤り（争点2）

#### 4. 本願意匠（判決別紙2より抜粋）

意匠に係る物品：工具の落下防止コード



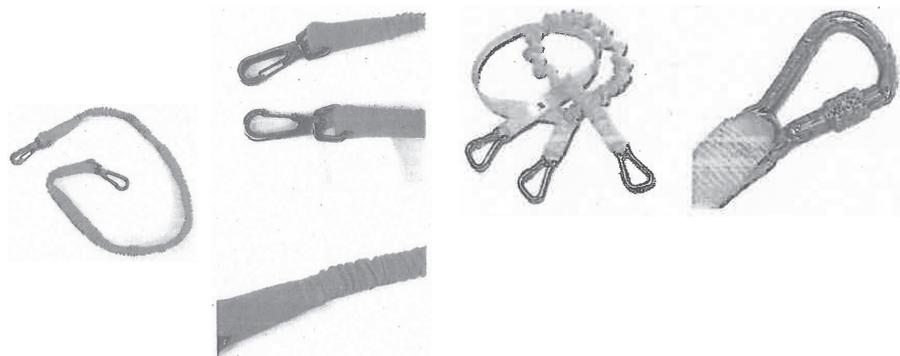
#### 5. 引用意匠（判決別紙3及び別紙4）より抜粋

##### 引用意匠1

NRK【NRK】布製安全コード 赤 3kg（落下防止コード）

##### 引用意匠2

ダブルベルトハーネスライン スクリュータイプフック付  
31565D プラスチモ



### 裁判所の判断

#### 1. 取消事由1（本願意匠の認定の誤り）について

##### （1）本願意匠の認定の誤りの有無

本件審決における本願意匠の認定は、その内容に照らすと、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、どのような機能及び用途を有する物品等に対し、どのような形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の創作がされたか、ということその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行ったものと認められるから、意匠登録を受けようとする意匠の認定方法に沿ったものであり、相当であると認められる。

そして、願書に添付した図面のうちの正面図（別紙2）によれば、分岐根元部は、上下共に内側に一山、外側に一山の波打った形態であることが認められるから、本願部分の形態のうち分岐根元部について、「分岐根元部は、正面視において、上下共に内側に一山、外側に一山の波打った形態とするものである。」という本件審決の認定に誤りはないものと認められる。

## (2) 原告の主張に対する判断

### ア〔原告の主張〕(1)について

(ア) 本件審決における本願意匠の認定の記載によれば、本願意匠の意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」の全体は、コードの一方側に設けられたフック部及び帯部、二又に分岐したコードの根元部分と、二又に分岐したコード及びその先端に設けられた取付具からなることは明らかであり、本件審決の「(3) 本願部分の位置、大きさ及び範囲」の認定によれば、そのような物品の全体の中で、本願部分の位置、大きさ及び範囲が、コードの一方側の端部から、分岐根元部までであることは明らかであるから、本件審決の認定により、本願意匠の意匠に係る物品全体の形状の中での本願部分の位置、大きさ、範囲は示されているというべきである。

### イ〔原告の主張〕(2)について

本件審決は、本願意匠の認定として、「(1) 本願意匠の意匠に係る物品」、「(2) 本願部分の用途および機能」、「(3) 本願部分の位置、大きさ及び範囲」に加え、「(4) 本願部分の形態」として、「ア フック部」、「イ 帯部」とともに「ウ 分岐根元部」を認定したものであり、このような「ウ 分岐根元部」の位置付けに鑑みれば、そこでは、「分岐根元部」の形態が認定されるべきものであり、その場合、本願意匠の意匠に係る物品全体の形状との対比が認定されなければならないと解すべき根拠はないから、「ウ 分岐根元部」の認定として、本願意匠の意匠に係る物品全体の形状との対比が認定されていなくとも、そのことをもって、本件審決の認定が誤りであるということとはできない。

## 2. 取消事由2（創作容易性の判断の誤り）について

### (1) 創作容易性の判断の誤りの有無

#### ア 創作容易性の判断方法

出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、その創作非容易性の判断に当たり、「意匠登録を受けようとする部分」の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合や、用途及び機能を考慮するとともに、「意匠登録を受けようとする部分」を、当該物品等の全体の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとって容易であるか否かについても考慮して判断すべきである。

創作非容易というためには、物品の同一又は類似という制限をはずし、周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性を要すると解すべきであり（最判昭和49年3月19日同45年（行ツ）第45号、最判昭和50年2月28日同48年（行ツ）第82号参照）、本願意匠に係る物品と厳密には同一といえなくとも、それと目的又は機能を共通にし、製造又は販売等する業者が共通している物品は、本願意匠に係る物品の当業者がその形状等を当然に目にするものと推認されるから、同一の物品分野に属するものとして、創作容易性を判断する際の資料となるものと解すべきである。

## イ 本件審決における創作容易性の判断の適否

### (ア) 物品分野について

a (a) 本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠2に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)は、落下を防止する対象において、工具と人体という違いがあり、対象の重量等の違いに応じて、構成部材の寸法、材質、強度などが異なる場合があると推認される。また、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」は、主として高所作業において用いられるのに対し、引用意匠2に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)はヨット用であり、マリンスポーツにおいて使用されるものである。そのため、本願意匠に係る物品と引用意匠2に係る物品は、厳密には同一の商品とはいえない面がある。

(b) しかし、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠2に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)は、前記のとおり、目的、機能、材質・形態に要請される事項が共通し、前記のとおり、工具の落下防止コードと、人の落下を防ぐハーネスやランヤードなどの安全用コードが同じ業者のウェブサイトで販売されていることが認められ、前記のとおり、工具の落下防止コードと、ハーネス、安全帯、ランヤードなどの人の落下を防ぐ安全用コードの双方を製造又は販売している会社があることが認められる。また、前記のとおり、工具の落下防止コードと、ハーネスライン、ランヤードなどの人の落下を防止する安全用コードが、同じ種類の物品として認識されていることなども認められる。

そして、前記のとおり、高所作業やガラスクリーニングで使われるものとマリンスポーツで使われるものが同一の業者により販売されていることが認められ、前記(a)のとおり、マリンスポーツも危険を伴う分野の一つとして、コードとフック等による構成により落下防止が配慮された、安全用のコードに係る物品が用いられる分野の一つとして想定されていることが認められることからすると、用途において、高所作業とマリンスポーツという違いがあったとしても、それ故に、本願意匠に係る物品を取り扱う当業者が引用意匠2に係る物品を目にすることが否定されることはない。

そうすると、本願意匠に係る物品である工具の落下防止コードを取り扱う当業者は、人の落下を防ぐ安全用コードの形状等を当然に目にするものと認められ、人の落下を防ぐ安全用コードに属する引用意匠2に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)についても、その形状等を当然に目にするものと推認されるから、引用意匠2に係る物品は、同一の物品分野に属するものとして、本願意匠の創作容易性を判断する際の資料となるものと認められる。

b 以上によれば、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠2に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)は同一分野の物品であるとして、引用意匠2に基づいて本願意匠の容易想到性を判断することができるものと認めた本件審決の判断に誤りはない。

### (イ) 創作容易性について

a 引用意匠1及び参考意匠は、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」に係るものであり、本願意匠に係る物品について当業者に該当する者は、引用意匠1及び参考意匠を当然に目にするものと認められる。また、上記（ア）のとおり、引用意匠2に基づいて本願意匠の容易想到性を判断することができるものと認められる。

b 本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」を含む安全用のコードという物品の分野において、コードの長手方向の一端をナスカン状のフックとすることはごく普通に見られ、本願部分におけるフック部の形状も、本願意匠に係る物品と同じ物品の公知意匠である引用意匠1に示されていた。また、安全用のコードの物品の分野において、二又に分岐する構造のものも、公知意匠である引用意匠2に示されていた。さらに、薄いテープをDカンに巻いて帯部とし、フック部の先端側と略同じ長さとする態様も、帯部より先を蛇腹タイプの波形伸縮コードとする態様も、引用意匠1及び引用意匠2に表れていた。甲2（3枚目）、乙12によれば、引用意匠2の分岐根元部において、蛇腹タイプの波形伸縮コードは、内側に一山、外側に一山の波打った形態を示していることが認められる。本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」において、帯部について、引用意匠1のように糸を同色として目立たないようにしたものもあり、また、縫い目を有さないようにしたものも、参考意匠（甲3）のとおり公知であった。

そうすると、引用意匠2のフック部を、引用意匠1の形状のものとし、帯部より先の二又に分岐した2方向のコードのうち、平たいテープ状のコードを蛇腹タイプの波形伸縮コードとし、分岐根元部について、上下共に内側に一山、外側に一山の波打った形態とし、帯部を縫い目がないようにして、本願意匠を創作することは、本願意匠に係る物品と同じ安全用のコードの分野の公知の意匠（引用意匠2）をもとに、その構成要素の一部を、同じ物品の分野で公知であった意匠と置き換え、又は同じ物品の分野で公知であった意匠を寄せ集めたにすぎないものであり、そのような置き換え又は寄せ集めに関して、当業者の立場からみて意匠の着想の新しさや独創性があるとは認められず、そのため、本願意匠は、その意匠の属する分野におけるありふれた手法により創作されたものであると認められる。

以上に検討したところによれば、本願意匠は、当業者が、本願意匠の出願前に公知であった引用意匠1及び引用意匠2に基づいて容易に創作をすることができたものであると認められ、同旨の本件審決の判断に誤りはない。

## （2）原告の主張に対する判断

### ア〔原告の主張〕（1）について

（ア）原告は、昨今では、同じウェブサイトで非常に多種多様な製品が販売されていることなどから、同じウェブサイトで販売していることのみでは、同一の商品分野に属すると認定する根拠とはなり得ないと主張する。

本件審決は、工具の落下防止コードと人の落下を防止する安全用コードが同一のウェブサイトで販売されていることのみならず、各端部を物に取り付けて目的物の落

下の防止を図るという機能の同一性等をも考慮した上で、物品分野の同一性を認定しているものである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 原告は、本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠2の物品である「ハーネスライン」は、落下を防止する対象が工具と人体であって、それらは重量が大きく異なること、落下防止の必要性は言うまでもなく、ベルトの幅、求められる強度、全体の長さ等が全く異なるため、外観は顕著に異なることを主張し、また、ハーネスの先端部は、人体の安全確保のためにナスカンではなくカラビナであり、ナスカンとカラビナでは全体の形態や質感等の外観が大きく異なることを主張する。

本願意匠に係る物品である「工具の落下防止コード」と引用意匠2に係る物品である「ハーネスライン」(安全ベルト)は、落下を防止する対象の重量等の違いに応じて、構成部材の寸法、材質、強度などが異なると推認されるが、それらは当業者が適宜設定し得る設計事項であると認められ、それらの違いによって、創作が容易であるとはいえないような独創的な美感の違いを生ずるとは認められない。

イ〔原告の主張〕(2)について

(ア) 原告は、引用意匠2は分岐部分の側面等が視認できず、その形態の詳細を把握することができないため、本願意匠と十分に対比することができないと主張する。しかし、引用意匠2の分岐部分の蛇腹タイプの波形伸縮コードは、内側に一山、外側に一山の波打った形態であることが認められるから、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 原告は、引用意匠1及び引用意匠2は、本願意匠とは異なる物品分野の公知の形状であるから、それらが存在することにより、本願意匠が、その意匠の属する分野におけるありふれた手法により創作されたものであるとはいえないと主張する。

しかし、引用意匠1は、本願意匠と物品を同一にするものであるし、前記(1)のとおり、引用意匠2に係る物品は、本願意匠と同一の物品分野に属するものとして、本願意匠の創作容易性を判断する際の資料となるものと認められ、前記(1)のとおり、本願意匠は、当業者が、本願意匠の出願前に公知であった引用意匠1及び引用意匠2に基づいて容易に創作をすることができたものであると認められる。

(ウ) 原告は、甲11意匠が出願前に登録されているにもかかわらず、甲13意匠及び甲12意匠が登録されているのは、工具落下防止用コードとランヤードとでは物品の用途や機能が明確に異なり、前者の形状を後者に転用することがありふれた手法であるとはいえないからであると主張する。

しかし、甲11ないし甲13によれば、工具落下防止用コードに係る甲11意匠とランヤードに係る甲13意匠及び甲12意匠との間には、帯状の部分の形態に差異があるから、形態が類似しないことに基づいて後2者の意匠に新規性及び創作非容易性があると判断されたと解する余地があり、後2者の意匠が新規性及び創作非容易性の要件を充足すると判断されたとしても、そのことから直ちに、創作容易性を判

断するに当たり考慮される物品分野の同一性に関し、工具落下防止用コードとランヤードが異なる物品分野に属すると判断されたと解することはできない。  
ウ その他、原告は縷々主張するが、それらの主張はいずれも理由がない。

### 3. 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由1及び取消事由2には、いずれも理由がない。  
よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部 裁判長裁判官 東海林 保  
裁判官 中平 健  
裁判官 都野道紀

#### 判決にまつわる検討

本件は、拒絶査定不服審判において本願意匠が引用意匠1及び引用意匠2から容易に創作可能であったとする審決の創作容易性の判断が争われたものである。本願意匠は、「当業者が、本願意匠の出願前に公知であった引用意匠1及び引用意匠2に基づいて容易に創作をすることができたものであると認められ」とし、知財高裁が、本件審決の判断に誤りはないとして、原告の請求を棄却した案件である。争点は本願意匠の認定の誤り（争点1）と創作容易性の判断の誤り（争点2）である。

争点1については、当該物品全体の形状等の中での本願部分の位置、大きさ、範囲を認定していないと主張する原告に対し、「本願部分の位置、大きさ及び範囲が、コードの一方側の端部から、分岐根元部までであることは明らかである」とし、また、当該物品全体との対比において意匠登録を受けようとする本願部分の認定をすべきであるとの原告の主張に対して、「本願意匠の意匠に係る物品全体の形状との対比が認定されなければならないと解すべき根拠はないから、『ウ 分岐根元部』の認定として、本願意匠の意匠に係る物品全体の形状との対比が認定されていなくとも、そのことをもって、本件審決の認定が誤りであるということとはできない。」と判示した。

争点2については、「工具の落下防止コード」と「ハーネスライン」は、落下を防止する対象が工具と人体であって、それらは重量や外観が顕著に異なること、ハーネスの先端部がナスカンとカラビナでは全体の形態や質感等の外観が大きく異なる旨の原告の主張に対して、「工具の落下防止コード」と「ハーネスライン」（安全ベルト）は、「落下を防止する対象の重量等の違いに応じて、構成部材の寸法、材質、強度などが異なると推認されるが、それらは当業者が適宜設定し得る設計事項であると認められ、それらの違いによって、創作が容易であるとはいえないような独創的な美感の違いを生ずるとは認められない。」とし、「引用意匠1は、本願意匠と物品を同一にするものであるし」、「引用意匠2に係る物品は、本願意匠と同一の物品分野に属するものとして、本願意匠の創作容易性を判断する際の資料となるものと認められ」、容易に創作をすることができたものであるとしたものである。

知財高裁は創作容易性の判断方法として、部分について意匠登録を受けようとするもので

ある場合、「その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとって容易であるか否かについても考慮して判断すべきである。」とし、また、創作非容易というためには、「物品の同一又は類似という制限をはずし、周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性を要すると解すべきである」として、丁寧に説示している。「引用意匠2のフック部を、引用意匠1の形状のものとし、帯部より先の二又に分岐した2方向のコードのうち、平たいテープ状のコードを蛇腹タイプの波形伸縮コードとし、分岐根元部について、上下共に内側に一山、外側に一山の波打った形態とし、帯部を縫い目がないようにして、本願意匠を創作することは」、「その意匠の属する分野におけるありふれた手法により創作されたものであると認められる。」との判断は納得せざるを得ないものと思料する。

インターネットアーカイブによって、引用意匠もネット上の公知資料から日付を特定され、引用されている事例が増えていると感じられる。出願に際しては、事前に意匠権調査をしておくとともに、公知の資料から創作容易と言われることも念頭におき、意匠登録を受けようとする部分が公知の形態やそれらの組み合わせとなっていないか、今一度検討されてから意匠出願されることをお勧めしたい。

なお、原告による本件意匠と実線部分が異なる「工具落下防止用コード」に係る令和3年（行ケ）第10159号事件についても、知財高裁は同様に審決の創作容易性の判断を支持している。